

商標法63.3 権利侵害の広告の投入は損害賠償金額に対する影響—和睦家案件の解釈

日付: Apr 30
2020

和睦家医療管理諮詢(北京)有限公司(以下「和睦家」という)は、万慧達知識産権に依頼して、福州和睦佳婦人産医院と福州和睦佳婦人産医院有限公司(通称「福州和睦佳」)に商標権侵害及び不正競争行為を訴えた。一、二審は、被告が商標権侵害のみと判決した。**2019年6月28日**、最高法院の**(2018)最高民事428号**の判決書には、福州和睦佳は和睦家の登録商標及び商号が一定の知名度を有することで、「和睦佳」を使用して企業の商号とすることを明記。更に実際の経営に目立つ様に使用し、悪意は明らかで、かつ福建和睦佳の広告宣伝支出は大きく、客観的に消費者に誤認混同させる可能性が高く、和睦佳の被害が大きく、**300万元**損害賠償の請求を全額支持し、新聞で謝罪声明を掲載するよう福州和睦佳に命令した。